

福祉医療費助成制度について

1. 制度について

お子様が医療機関等を受診された際に支払われた医療費の一部を助成する制度です。

2. 助成対象者等

対象者	助成方法	現物給付の対象地域
乳幼児 (0歳～小学校就学前)	現物給付	長崎県内の医療機関（一部除く）
こども (小学生～高校生世代(満18歳になった日以後の最初の3月31日))	現物給付	南島原市、島原市、雲仙市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町の医療機関 (一部除く。接骨院や鍼灸院(柔整)は対象外)

- 小・中学生には、ひとり親家庭の子、障害者医療の児童も含まれます。
- 市外から転入された場合は、転入された日からとなります。
- 受給資格有効期間終了前に市外に転出された場合は、転出された日で有効期間は終了となります。

3. 助成金額

対象となる医療費は、医療機関に支払う自己負担金のうち、健康保険の適用になっている金額分です。
1か月ごと、医療機関ごとに、支払われた金額から下表の自己負担額を差し引いた金額が助成金額となります。

診療・入院日数	1日	2日以上
自己負担額	800円	月上限 1,600円

- 院外処方箋の薬局分は、自己負担額は0円です。
- 予防接種や文書料等の自己負担分は、福祉医療助成対象外です。
- 学校でのけが等で「日本スポーツ振興センター災害共済給付」が受けられる場合は、福祉医療助成対象外です。

4. 助成方法

現物給付・・・医療機関等で、福祉医療費受給者証を提示することで、お支払いが
自己負担額までになります。

- 黄色の福祉医療費受給者証(公費負担者番号の記載されたもの)をお持ちの乳幼児、小・中学生、高校生世代が対象です。
- 対象医療機関等の窓口で福祉医療費受給者証を提示してください。
- 受給者証を提示しなかったり、対象外の医療機関等で受診した場合など、現物給付による助成が受けられなかった場合は、償還払いにより支給が可能です。

償還払い・・・保険診療の一部負担金を医療機関の窓口で支払った後、領収書または証明書と一緒に申請書を市の窓口に提出することにより、後日、医療費(保険診療分)から、自己負担額を差し引いた額を口座に振り込みます。

- 福祉医療費支給申請書を月ごと、医療機関ごとに作成し、診療月の翌月以降に提出してください。
なお、支払った翌日から5年を過ぎると、時効により申請できなくなるのでご注意ください。

5. 変更届について

住所・氏名・受給者・医療保険加入状況などに変更があった場合は、必ず変更届を提出してください。